

旅費規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）の業務遂行のために必要となる外出又は出張をする者に対して支給する旅費に関し必要な事項について定める。

第2条（旅費支給対象）

本規程による旅費の支給対象者は、以下の各号に掲げる者とする。

- （1）役員 当協会定款第19条に定める役員
- （2）職員 当協会定款第42条に定める事務局の職員
- （3）専門委員 専門委員会設置規程に定める専門委員会の委員
- （4）事業補助者 当協会の事業補助者として事業本部長が認めた者
- （5）その他会長が旅費を支給する必要があると認めた者

第3条（旅費計算の原則）

旅費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により計算する。ただし、業務上の必要性又は天災その他やむを得ない事由により、通常の経路により移動ができない場合は、実際の経路により計算する。

第4条（旅費の種類）

旅費の種類は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- （1）鉄道運賃 鉄道にて移動する際の普通旅客運賃、特急料金、特別車両料金及び座席指定料金をいう。ただし、特急料金は片道100km以上の場合に限り支給する。また、グリーン車又はその他の優等座席指定料金は、会長が特に認める者が乗車する場合を除き、支給しない。
- （2）船舶運賃 船舶にて移動する際の最も下位の等級による旅客運賃をいう。
- （3）航空運賃 航空機にて移動する際の旅客運賃（エコノミークラス通常シート、空港施設使用料、現地空港税、燃油サーチャージを含む。）をいう。ただし、航空機の利用は、旅費コスト及び時間コストを考慮して国内航空機の利用が「最も経済的な通常の経路及び方法」として選択できる場合を除き、自宅最寄り空港から目的地最寄り空港まで片道600km以上の場合又は海外出張に限る。
- （4）バス運賃等 鉄道を除く陸路におけるバス又はタクシー等にて移動する際の運賃等をいう。ただし、タクシーの利用は、公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合の他、用務の内容等によりタクシーを利用することが合理的であると認められる場合に限る。
- （5）道路通行料等 自家用車又はレンタカーにて移動する際の道路通行料、燃料費及び

レンタカー料金（補償加入料及び保険料を含む。）をいう。ただし、レンタカーの利用は、公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合の他、用務の内容等によりレンタカーを利用することが合理的であると認められる場合に限る。

（６）宿泊費 出張期間中の宿泊に伴う経費をいう。

（７）日当 出張期間中の運賃等の交通費及び宿泊費を除く諸雑費に係る費用弁償分をいう。

第5条（宿泊費及び日当の計算）

- 1 第2条に定める対象者に支給する旅費のうち宿泊費及び日当は、出張の初日から最終日までの宿泊日数に、別表第1に掲げる金額を乗じて計算する。ただし、当協会が手配した宿泊施設を利用する場合はこの限りではない。
- 2 1泊あたりの宿泊費が別表に掲げる金額を超過する場合は、支給対象者がその都度出張命令者に対して実費を申請し、その承認をもって支給する。
- 3 宿泊費の中に食費が含まれていない場合、1泊あたりの日当の支給額に、別表第2に掲げる金額を加算する。ただし、当協会が食事を手配した場合はこの限りではない。

第6条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、理事会が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（平成28年3月19日）

- 1 本規程は、平成28年3月19日より施行する。
- 2 一般社団法人日本フライングディスク協会旅費及び謝金の支給規程（平成26年4月1日制定）は、廃止する。

附則（2021年10月25日）

本規程は、2021年10月15日より施行する。

附則（2022年3月28日）

本規程は、2022年4月1日より施行する。

附則（2023年4月13日）

本規程は、2023年4月13日より施行する。

別表第1

宿泊費（国内1泊につき）	宿泊費（海外1泊につき）	日当（1泊につき）
9,500円	11,500円	1,500円

※ あっせん等により、規定より安価な施設に宿泊した場合、実態に応じて減額する。

別表第2

朝食が含まれていない場合	昼食が含まれていない場合	夕食が含まれていない場合
500円	1,000円	1,500円